

写

南砺市告示第153号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、平成16年11月1日から、本市の字の区域を新たに画したので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、告示のあった日からその効力を生ずるものとする。

平成16年11月1日

南砺市長職務執行者 桃野忠



| 変更前の 旧町村名 | 変更前 の大字 | 区域 | 変更後 の大字 | 区域 |
|--------------|------------|--|------------|--|
| 東砺波郡 城端町 | | 字出丸町、字東下町、字西下町、 字西新田町、字西上町、字東上 町、字大工町、字東新田町、字 新町、字新田後島、字地子続島、 字堀島、字神明島、字大堤島、 字泉島、字宥音塚島、字神明島 飛地、字北東島、字南東島、字 南東島飛地、字南西島飛地、字 御坊下島、字鐘野島、字荒田町 島、字向川原島、字吉兵衛島、 字大宮野、字荒田町、字川原町 島、字落合、字天池開、字西島、 字折田林の区域 | 城端 | 字出丸町、字東下町、字西下町、 字西新田町、字西上町、字東上 町、字大工町、字東新田町、字 新町、字新田後島、字地子続島、 字堀島、字神明島、字大堤島、 字泉島、字宥音塚島、字神明島 飛地、字北東島、字南東島、字 南東島飛地、字南西島飛地、字 御坊下島、字鐘野島、字荒田町 島、字向川原島、字吉兵衛島、 字大宮野、字荒田町、字川原町 島、字落合、字天池開、字西島、 字折田林の区域 |
| 東砺波郡 福野町 | | 字宮ノ島、字猿ヶ辻島、字廻り 土居島、字貝川島、字大畠島、 字浦町、字上町、字新町、字横 町の区域 | 福野 | 字宮ノ島、字猿ヶ辻島、字廻り 土居島、字貝川島、字大畠島、 字浦町、字上町、字新町、字横 町の区域 |
| 西砺波郡 福光町 | | 字若林、字細江、字笛塚、字殿 館、字日焼、字鴻巣、字桑木、 字五瀬、字高土居、字黒石、字 川原、字畠田、字川原町、字味 噌屋町、字本町、字天神町、字 五宝町、字中荒町、字西荒町、 字西町、字東町、字横町の区域 | 福光 | 字若林、字細江、字笛塚、字殿 館、字日焼、字鴻巣、字桑木、 字五瀬、字高土居、字黒石、字 川原、字畠田、字川原町、字味 噌屋町、字本町、字天神町、字 五宝町、字中荒町、字西荒町、 字西町、字東町、字横町の区域 |

上記の区域内にある国有地の全部を含む。